

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>I. 新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について</p>		
<p>★(1) 自治体の職員を増員し、これまで以上に緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。</p>	<p>(1) 職員の採用については、毎年、各部・各課における現状や次年度以降の業務量の増減等に関する所属長ヒアリングを実施するとともに、病休者や産休者、育休者、退職者、再任用者等の状況を考慮しながら、募集、試験を行い必要職員数の確保に努めています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始めとした緊急時においては、業務に優先順位を設定して対応することとしており、住民の安全確保や救護に関する業務については、最優先業務として位置付けておりますのでご理解願います。</p>	<p>総務課</p>
<p>★(2) 国に対して特別定額給付金の追加給付を強く要請してください。</p>	<p>(2) 現在のところ考えておりません。</p>	<p>市民課</p>
<p>★(3) 新型コロナ感染拡大で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国に働きかけてください。自治体として医療従事者や介護従事者はじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。</p>	<p>(3) 石川県地域医療構想では各医療機能に応じた病床数について「必要病床数まで直ちに減らすというのではなく、今後の医療需要を踏まえ、あくまでも医療機関による自主的な取組が基本になる」と記載されています。能登北部医療圏域においては、急性期病床数が必要病床数より多いなど現状と必要病床数の乖離はあるものの、市立輪島病院では、今後の医療需要を的確に把握しながら、市民に必要な医療を提供できる体制を維持し、自主的に取組を進めていきたいと考えており、地域医療構想の抜本的見直しは必要ないと考えます。</p> <p>また、PCR検査については、感染拡大した場合に検査機関として対応するため、検査機器を購入し、一検査機関として国や県、輪島市の要請に可能な限り応じることができるよう準備をすすめています。</p> <p>(3) 感染が多発している地域やクラスターが発生している地域については自治体(都道府県や保健所設置市)の判断で、医療機関や高齢者施設の職員や入所者もPCR検査や抗原検査を受けることができるとされています。</p>	<p>病院 健康推進課</p>
<p>★(4) マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを石川県と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。</p>	<p>(4) 石川県では各医療機関、施設が独自の調達に困難である場合を想定し、あらかじめ必要な数を把握したうえで、国から優先供給されたものを各医療機関、施設へ配布する体制をとっております。現在のところ不足は生じていない状況であると把握しております。</p>	<p>健康推進課 病院</p>

<p>★(5) 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・石川県に求めてください。</p> <p>★(6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を商工会議所などの諸団体の協力をえて、制度を知らせ、利用を促進してください。</p> <p>★(7) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。</p> <p>★(8) 国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担増分を補助してください。</p>	<p>市立輪島病院では、現時点において、石川県が定めた病床確保計画に基づいた能登北部保健所管内で想定される新型コロナウイルス感染症患者数に十分に対応できるマスク・消毒液等医療資機材を備蓄できていると考えています。</p> <p>(5) 市立輪島病院では、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに対応するため、1病棟をコロナ患者の専用病棟とし空床にして準備をすすめたことなどから、入院患者数が減少し、現在も患者数が例年より少ない状況が続いています。また、外来についても、受診控えなどにより患者数が減少し、入院・外来ともに患者数が減少したことから収益も減少し、経営状況は大変厳しいものとなっています。一方、新型コロナウイルス感染症患者の受入れのため空床としたものについては国・県から一定の補償がなされることが示されており。しかし、石川県の病床確保計画に沿ったもののみが対象となるため、空床としたことによる収益減の影響額全額が補償されるわけではないため、この空床補償をもってもなお病院全体で大幅な赤字額が見込まれる場合には、一般会計と協議し、必要に応じて国・県に支援を求めていきたいと考えます。</p> <p>(6) 広報やホームページにより周知しているが、更なる周知方法については今後検討していきたい。</p> <p>(7) 国民健康保険の傷病手当金の対象を被用者としていたのは、社会保険等の健康保険制度に合わせたものであり、事業主を対象とすることは考えておりません。また、国民健康保険の傷病手当の位置づけは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、緊急的、特例的な措置として講じられており、それ以外での病気や怪我を対象として加えることは考えておりません。</p> <p>(8) この制度は、利用者負担が増えることを含め事前に利用事業所より説明をし、承諾をした場合利用できることとなっている事業ですので、特に補助は考えていません。</p>	<p>健康推進課 病院 福祉課</p> <p>税務課</p> <p>市民課</p> <p>健康推進課</p>
--	--	--

<p>★(9)「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と必要な支援（一部負担減免制度の拡充、在宅介護サービス利用料助成制度の創設・拡充）を行ってください。</p> <p>★(10)自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。</p> <p>★(11)新型コロナ感染拡大を防止するためにも「20人学級」を実現してください。</p>	<p>(9) 民生委員や区長等と連携をして、地域の状況の把握をしており、ある程度の実態把握ができております。その中で必要であれば既存の事業の利用を進めていますが、利用者の減免等については新型コロナによるものか否かの判断基準が難しいため考えておりません。</p> <p>(10) 令和2年8月2日の輪島市総合防災訓練において、市内20カ所で新型コロナウイルス感染症対策を講じた、避難所開設・運営訓練を実施しました。また、県の指針に沿った「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成しており、感染防止対策品も準備してあります。</p> <p>(11) 石川県内の市町教育委員会で組織する「石川縣市町教育委員会連合会」は、教員の人事権を有する石川県教育委員会に対し、「小中学校の全学年における35人学級の早期実現」を含む要望書を本年7月1日付けで提出しており、今後も引き続き、あらゆる場面において、石川県教育委員会に対し、強く要望してまいりたいと考えております。</p>	<p>健康推進課</p> <p>防災対策課</p> <p>教育総務課</p>
<p>II. 子育て支援について</p>		
<p>★(1)2018年度金沢市は、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにする「子どもの生活実態調査」を実施しました。貴自治体として金沢市と同趣旨の調査を実施してください。その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。</p> <p>教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「子ども食堂」のとりくみを支援してください。</p> <p>(2) 石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃</p>	<p>(1) 「子どもの生活実態調査」及び「対策計画」策定の予定はありませんが、ひとり親家庭へのアンケート調査の実施、関係機関との連携により、様々な家庭へのきめ細かい支援の充実に努めます。</p> <p>令和2年度から輪島市として輪島市母子父子寡婦福祉協会と協力しながら、ひとり親家庭学習支援（月1回程度）を実施しております。</p> <p>「無料塾」や「子ども食堂」のとりくみにつきましては輪島市社会福祉協議会と連携し必要な支援についても検討していきます。</p> <p>(2) 石川県市長会から石川県へ①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを要望しております。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p>

<p>止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。</p> <p>★(3) 小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。</p> <p>(4) 就学援助制度の改善</p> <p>①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月から実施されている生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が切り捨てとされないようにしてください。</p> <p>②申請の受付は、学校だけでなく市町の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。</p> <p>③就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。</p> <p>④就学援助給付の学校給食については加賀市が実施しているように「現物給付化」してください。</p> <p>(5) 幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額4,500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになっていきます。(生保世帯・第3子、年収360万円以下は免除) 副食材料費の実費を無</p>	<p>(3) 学校給食の食材費については、保護者の負担となっております。1食あたり小学校では約270円、中学校では約320円を徴収することは、保護者の役割分担としては適正なものと考えております。したがって、多子家庭に対する無償化につきましても、実施することは考えておりません。</p> <p>(4)</p> <p>①本市は特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令に基づく収入額及び需要額の算定要領により算定した収入額が需要額の1.3倍以下となっており、2018年の生活保護基準の変更後でも就学援助の対象者には影響はありません。</p> <p>②民生委員の証明印は今年度よりなくなりました。年度途中でも申請できることは、支給対象児童生徒になりそうな児童生徒がいれば学校から保護者にお知らせしております。また、児童扶養手当現況届でも告知の文書を同封しております。</p> <p>③準要保護世帯であれば、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に定める補助予算単価の9割を給付しており、金額的には妥当と考えておりますが、県内の動向を見極めながら今後考えていきたいと思っております。</p> <p>④ ③に対する回答と同じになります。</p> <p>(5) 副食費は自宅で子育てを行う保護者と同様に保護者の負担となりますが、月額4,500円は従来の多子世帯の減免措置の金額より下回る金額であり、保護者の負担が増えることはありませんので、副食材料費の実費を無償にする予定はありません。</p>	<p>教育総務課</p> <p>教育総務課</p> <p>教育総務課</p> <p>教育総務課</p> <p>教育総務課</p> <p>福祉課</p>
---	---	---

<p>償にしてください。</p> <p>(6) 保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください(処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など)。</p> <p>(7) 2019年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・1才半健診・3才児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。</p> <p>(8) 学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「齲歯(虫歯)が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。</p>	<p>(6) 保育士の配置については、国の基準に基づき、市内保育所(園)及び認定こども園には職員が配置されており、拡充の予定はありません。保育士の処遇改善については、国の通知を受け、輪島市独自で利用乳幼児のいない時間帯について、閉所前に帰宅できる等の保育士の業務改善を行っております。財政的な支援については、私立保育所及び認定こども園に対して、国の基準に基づいた施設型給付費の中に処遇改善等加算として給付されており、その他の支援については行う予定はありません</p> <p>(7)</p> <table border="1" data-bbox="639 846 1224 1122"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>受診者数</th> <th>未受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期乳児 (4か月)</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>後期乳児</td> <td>102</td> <td>88</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>1歳半</td> <td>105</td> <td>102</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>116</td> <td>112</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) まず、学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒については、その保護者に対し、医師の受診済み報告書の提出を依頼し、受診状況の把握に努めております。次に、虫歯が10本以上ある状態になっている児童・生徒の実数調査については、今年度実施に向け努めてまいります。次に、学校検診で「要受診」と診断された児童・生徒全員が確実に受診できるよう今年度において、要因を調査の上、対策を講じるよう努めてまいります。最後に、眼鏡については、他自治体の補助制度の内容を調査するとともに、本市の状況を踏まえた上で、制度の創設が必要かどうか検討してまいります。</p>		対象	受診者数	未受診者数	前期乳児 (4か月)	100	99	1	後期乳児	102	88	14	1歳半	105	102	3	3歳	116	112	4	<p>福祉課</p> <p>健康推進課</p> <p>教育総務課</p>
	対象	受診者数	未受診者数																			
前期乳児 (4か月)	100	99	1																			
後期乳児	102	88	14																			
1歳半	105	102	3																			
3歳	116	112	4																			
<p>Ⅲ. 介護保険事業・予防事業・総合事業について</p>																						
<p>★(1) 介護保険料</p> <p>①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負</p>	<p>①介護保険料は3年間の給付費や地域支援事業等の事業見込に基づき算定されます。来年度から始まる第8期事業計画期間においては、現在の保険料では維持が困難</p>	<p>健康推進課</p>																				

<p>担を強めてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引き上げてください。</p>	<p>と想定されますので引き上げはやむを得ないと考えています。各段階別保険料については、国の基本方針に準じて行う予定で市独自基準を設けることは考えていません。</p>	
<p>②介護給付費準備基金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください。</p>	<p>②基金残高は来年度当初で4千万円程度なる見込みとなっておりますが、不測の事態に備え第8期期間中の取り崩しは今のところ考えていません。</p>	健康推進課
<p>③非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収153万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除してください。</p>	<p>③現在の本市の財政状況から、新たな減免制度は考えておりません。</p>	健康推進課
<p>(2) 介護利用料・補足給付について ①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。</p>	<p>①現在の本市の財政状況から、新たな減免制度は考えておりません。</p>	健康推進課
<p>②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない人に対しては措置制度を活用して救済してください。</p>	<p>②応能負担の原則から、新たな負担軽減は考えていません。対象外の段階で、一定の収入や一定の預貯金があった方で支払い能力がない方ではありません。</p>	健康推進課
<p>③グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくってください。</p>	<p>③現在の本市の財政状況から、市独自の新たな軽減制度は考えておりません。</p>	健康推進課
<p>④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する人については、単独事業として、引き上げを行い在宅生活を支えてください。</p>	<p>④現在の本市の財政状況から、市独自の新たな制度は考えておりません。</p>	健康推進課

<p>(3) 介護保険利用の際の手続き</p> <p>①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。</p> <p>②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。</p> <p>③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。</p>	<p>①介護保険の相談については、窓口で個々の状況を聞き取りして行っています。その中で、要介護認定の申請は、個々の聞き取り後に、本人の意志や必要性があれば行っています。</p> <p>②介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務は地域包括支援センターで行っておりますが、利用者が希望する居宅介護支援事業所についても、事務処理の効率化を図る観点から、地域包括支援センターの責任の下で給付請求額と同額で委託しております。</p> <p>③基準回数を超えて利用したい場合、地域ケア会議で協議し、必要が認められた場合は利用が可能です。現在のところ認められなかった案件はありません。</p>	<p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p>
<p>(4) 基盤整備について</p> <p>①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。</p> <p>②特養ホームに要介護1・2の人が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。</p> <p>③一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期まで暮らし続けられるための仕組みを各中学校</p>	<p>①第7期介護保険事業計画では、高齢者数の減少や介護職員確保の問題があり、新規で増やす予定はありません。第8期期間においても同様の状況が続くと想定されるため新規で施設を増やすことは難しいと考えられます。</p> <p>そのため、ある程度人員が兼任できる小規模多機能等のサテライト型展開を進めて行ければと考えております。</p> <p>②現在も実情に応じて特例入所されている方はいらっしゃいます。</p> <p>③第8期計画には、市内にある4圏域毎に施設整備等を盛り込む予定としていますが、①の後段のとおりサテライト展開を考えています。</p>	<p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p>

<p>区(日常生活圏域)ごとに作るための整備目標(小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等)について第8期計画に盛り込んでください。</p>		
<p>(5) 総合事業について</p> <p>①多様なサービス(緩和型サービス、住民主体型サービス等)への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルパー、デイサービス(従前相当サービス)が利用できるようにしてください。</p>	<p>①地域包括ケアシステムでは、地域による共助も重要なファクターの一つとなっています。しかしながら高齢者各々の身体や生活状況に応じ、従前型、緩和型、住民主体型サービスいずれかの利用となるため、一律に移行とはなりません。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>②緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とするようにしてください。</p>	<p>②緩和型サービスは専門職以外の方を想定しており、そのため専門職の有無を問わないことから、安価になると想定されます。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>(6) 介護職員確保について</p> <p>介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。</p>	<p>本市においては、生産年齢人口の減少などで介護人材だけでなく、すべての業種で人材の確保が難しい状況となっています。</p>	
<p>★①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。</p>	<p>①独自に法人からの聞き取り、介護職員からの聞き取りを一部実施していますので、介護安定センター準じた調査を実施する予定はありません。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>★②介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。</p>	<p>②介護人材だけでなく、すべての業種で人材確保が難しくなっています。市ではUターン・Iターン者向けの助成制度を実施し、定住者の増加を図っていきます。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>★③介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。</p>	<p>③現在の財政状況から、介護に特化した市独自の助成制度は考えておりません。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>(7) 国に対して、介護保険制度への下記の意見をあげてください</p>		

<p>①国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げること。(町長会・市長会の国への意見の通り)</p>	<p>①調整交付金を別枠にして国庫負担割合を5%増やすことは、現在の保険負担5割、公費負担5割の原則を覆すこととなります。これは制度の根幹に関わる部分となりますので、要望をすることは慎重にならざるを得ない部分となります。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>②特養ホーム入所基準を元に戻すこと。</p>	<p>②現在の施設から在宅への流れと逆行する可能性があるため、特に要望しません。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>★③要介護1・2の保険はずし(総合事業化)を行わないこと。</p>	<p>③来年度から要介護の方でも総合事業の弾力化により利用が可能となります。このことにより要支援から要介護になった場合、慣れ親しんだ関係を離れることがなく継続して使うことが可能となります。今回の改正はより実態に即した形で市町村が判断できる形となっているため、特に要望は考えていません。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>★④補足給付(非課税世帯の人の食事・部屋代軽減)の後退(以下の通り)を実施しないこと。 (年金月額10万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げ、特別養護老人ホームの相部屋(多床室)でも4割近く引き上げ月2万2千円の負担増、ショートステイは、食事を1日あたり210円~650円引き上げ、現在、預貯金等制限を1000万円から、所得段階別に650万円~500万円に引き下げ)</p>	<p>④昨年の社会保障審議会介護保険部会内で議論されていることは把握している。その中で将来的な介護保険制度の維持についても議論されているところであるため、現在のところ、特に要望は考えていません。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>⑤介護従事者処遇加算を全額国庫負担方式によるに戻すこと。</p>	<p>⑤負担の面からは全額国庫負担とすることが望ましいですが、現在の国の財政状況から難しいと考えられます。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>IV. 高齢者医療・福祉の充実について</p>		
<p>(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短</p>	<p>(1)現在、後期高齢者医療の方への資格証明書の発行はございません。短期保険証の方に対しては、生活実態を伺ったうえで、納付をお願いし、保険証をお渡ししております。</p>	<p>市民課 税務課</p>

<p>期保険証は、発行しないでください。</p> <p>(2) 東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。</p> <p>(4) 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。</p> <p>(5) 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。</p> <p>★①補聴器購入費助成制度を創設してください。</p> <p>★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」(猛暑の時、どのように過ごしているか等)を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費(買い換え費も)などの補助を行う仕組みを創設してください。</p>	<p>徴収や差押え等について、今後とも引き続き法令を遵守して実施する。</p> <p>(2) 後期高齢者の方の窓口負担をすべて輪島市で負担することは財政的に大変困難なことです。ご理解ください。 *約5.2億円</p> <p>(3) 令和2年10月診療分より全額適用しております。</p> <p>(4) 現在のサービスでは、1日2回(昼食・夕食)毎日型の配達体制をとっており、対象者に関するアセスメントを踏まえて利用いただいております。 事業に係る経費は増加しておりますが、これまで利用者負担の増額はH20年度の1回のみで、できるだけ必要な回数を利用いただけるよう事業内容の充実に努めております。</p> <p>①補聴器の補助(給付)については、身体障害者手帳取得者に行っております。また、手帳取得に至らない軽度・中等度の難聴児(18才未満)に対しての補助は行っております。</p> <p>②近年の猛暑による高齢者等の健康管理については、夏季の重要課題です。国、県をはじめ関係機関で情報連携し熱中症予防対策をとっております。 エアコン購入費補助は他自治体の動向を参考にしながら検討していきます。併せて、水分補給をはじめとする体調管理方法やクールシェアなど具体的な予防策を取り組んでいきたいと思っております。</p>	<p>市民課</p> <p>福祉課</p> <p>健康推進課</p> <p>福祉課</p> <p>健康推進課</p>
--	--	--

<p>③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。</p>	<p>③高齢者の外出支援の1つとして、タクシー利用料金助成制度を設けており、助成券1枚あたり初乗り運賃分が助成されます。今後、タクシーのみならず、のらんけバス、あいのりバス、電動カートとの組み合わせで、外出の促進につながる仕組みを提案できればと考えております。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。</p>	<p>④地域における高齢者の介護予防活動等は、健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で生活し続けるための大きな効果につながると考えております。 市内各地で多くのグループが活動していますが、多くは会場利用料金が発生していない施設を利用していると承知しております。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・抜本的に拡充してください。</p>	<p>⑤「地域住民グループ活動事業費補助」の制度が設けられており、活動費用の一部の補助を行っております。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。</p>	<p>⑥各種サービスの利用を通じて、多角的に独居高齢者等の見守りを行っております。 介護保険サービス（総合事業含む）や軽度援助サービスの利用により生活支援を行います。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。</p>	<p>⑦上記⑤の回答と併せて、介護認定が重度の方などの外出支援として福祉有償事業（リフト車の運行）を実施しております。現在1事業者が2台の車両で対応しております。 市内各地の方に利用しやすい仕組みづくりを今後検討していきたいと考えております。 また、生活支援体制整備事業において、各地域で住民と行政が話し合い、高齢者の移動問題を含めた課題を解決する体制づくりを進めています。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>⑧後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。</p>	<p>⑧现阶段では検討しておりません。</p>	<p>市民課</p>
<p>⑨災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいのある人、認知症</p>	<p>⑨本市にはいわゆる「避難行動要支援者」の申請が約1,300人分あります。これらの方の情報は、災害の発生に備え、民生委員の方々と共有されています。</p>	<p>健康推進課 防災対策課 福祉課</p>

<p>高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容を充実[ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保（避難用テントの整備）、車椅子等々]してください。</p>	<p>しかしながら近年新たに申請をされる方の数より死亡、転出の方の数が多い状況となっていることから、真に必要な方が申請できるような取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。</p> <p>避難所については長期間にわたる避難のため各避難所に毛布や水、非常食等の備蓄を行っています。一部の避難所には簡易ベッドや車いすのほか今年度新たに新型コロナウイルス対策として簡易テントを整備したところであります。</p>	
<p>★（7）国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。</p>	<p>（7）国の管轄している業務であるため、今後も国の動向を注視していきたいと思っております。</p> <p>また、全国市長会を通しての要望を考えております。</p>	市民課
<p>①年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。</p>		市民課
<p>②年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。</p>		市民課
<p>③年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。</p>		市民課
<p>④全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。</p>		市民課
<p>⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。</p>		市民課
<p>V. 障害者控除認定制度について</p>		
<p>（1）介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円（65歳以上の場合、年金収入245万円まで）は住民税非課税</p>	<p>（1）～（3）制度は毎年広報で市民全体に周知を行っています。また、毎年2月頃には、前年中に認定を受けた方に、案内文章と申請書を送付しています。</p> <p>また、当市の認定書は記載事項に変更がない限り使えるものとなっています。</p>	健康推進課

<p>となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。</p> <p>(2) かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。</p> <p>(3) 上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。</p>		<p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p>
<p>VI. 国民健康保険制度の改善について</p>		
<p>1. 保険料(税)について</p> <p>(1) 保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。</p> <p>★(2) 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。</p> <p>(3) 国保料(税)の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免(前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯)等の減免制度を設けてください。</p>	<p>(1) 減免制度の拡充につきましては、今後の国の動向を見守っていきたく思っております。一般会計からの法定外繰入につきましては現段階では検討しておりません。</p> <p>(2) この件に関しても検討しておりません。</p> <p>(3) 輪島市の国民健康保険の申請減免制度は、納税義務者の自然災害、失業、廃業、疾病、死亡等による所得減少を対象としております。お示しいただいております内容につきましては、現在のところ考えておりません。</p>	<p>市民課</p> <p>市民課</p> <p>市民課</p>

<p>2. 保険料(税)滞納者への対応について</p>		
<p>(1) 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。</p>	<p>(1) 国民健康保険の資格者証を発行する対象世帯は、納税する経済力がありながら納税しない、悪質な滞納世帯としております。 お示しされているような世帯への発行は、現在ございません。</p>	<p>市民課</p>
<p>(2) 窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い(10割負担)は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。</p>	<p>(2) 今年度、資格証明書の発行はございませんが、資格証明書で受診された場合、窓口で全額自己負担での支払いとなりますが、後日、市民課窓口での申請により払い戻しが行われます。</p>	<p>市民課</p>
<p>(3) 滞納者に対し給付の制限(限度額認定・一部負担減免適用除外等)をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。</p>	<p>(3) 滞納者であっても「特別な事情」がある場合は限度額適用認定証を発行しておりますが、一部負担減免適用については対象としておりません。</p>	<p>市民課</p>
<p>(4) 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p>	<p>(4) 保険税の徴収を担当している税務課と納税の状況を確認しながら、完納が見込める世帯に対しては正規の保険証を交付しております。</p>	<p>市民課</p>
<p>(5) 保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。</p>	<p>(5) 短期保険証の発行については滞納者が分納等、納税する意識を忘れることがないように今後とも継続する。また差押えについては、今後とも法令を遵守して実施する。</p>	<p>税務課</p>
<p>税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法</p>		

<p>第 15 条 (納税緩和措置) ①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>		
<p>3. 一部負担金の減免制度について</p>		
<p>窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。</p>		
<p>★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。</p>	<p>①輪島市では一部負担金の減免制度を設けておりますが、基準の拡充などの予定はございません。</p>	<p>市民課</p>
<p>②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。</p>	<p>②保険税の減免相談や、福祉課への生活保護の相談、地域包括支援センター、病院のソーシャルワーカーとの連携を図り制度の周知に努めています。</p>	<p>市民課</p>
<p>③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p>	<p>③保険税の減免相談や、福祉課への生活保護の相談と連携を図り制度の周知に努めています。</p>	<p>市民課</p>
<p>④厚生労働省は 2010 年 9 月 13 日付け通知で、(44 条を適用するに当たっては)「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。</p>	<p>④対象世帯に賦課された国民健康保険税に未納がある場合は減免の対象としておりません。</p>	<p>市民課</p>
<p>⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。</p>	<p>⑤社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号 では「生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業」を実施できることとされていますが、現在のところ、当院では導入の予定はありません。</p>	<p>輪島病院</p>

<p>4. 無料低額診療制度利用者の院外処方自己負担の助成 無料低額診療制度利用者の、院外処方自己負担(保険薬局の薬代)の助成を実施してください。</p>	<p>4. 現在のところ考えておりません。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>VII. 障害がある人の施策の充実について</p>		
<p>★(1) 精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。(入院・外来とも)</p> <p>★(2) 65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付(64歳以下同様)にしてください。</p> <p>(3) 通院精神医療費(自立支援医療制度)制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。</p>	<p>(1) 令和2年10月診療分より、精神保健福祉手帳1級所持者につきましては、医療費助成の対象としております。</p> <p>(2) 令和2年10月診療分より、現物給付としております。</p> <p>(3) 国保の被保険者を対象に実施しています。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p>
<p>VIII. 生活相談総合窓口の設置について</p>		
<p>(1) 住民の様々な深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。</p>	<p>(1) 住民生活相談といっても、高齢者、児童、生活困窮、障害者、母子(父子)、DV、消費者問題等幅は広く、総合相談窓口は設置しておりませんが、何処の課で相談を受けても、その相談内容に応じて担当課への繋ぎ、関係課との連携、及び関係機関との職種連携を図りながら問題解決に向けた支援に努めております。</p>	<p>福祉課</p>
<p>IX. 健診事業・健康づくり事業の推進について</p>		
<p>★(1) 住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。</p> <p>★(2) ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。</p>	<p>(1) 検診の必要性について、対象者への個別案内や地区の健康教室等で周知に努めています。かかりつけ医からの勧奨や細やかな声掛けを推進し受診率の向上に努めます。</p> <p>(2) ガン検診受診率の向上の取り組みとして、市独自でがん検診のクーポン券(胃・大腸・乳・子宮がん)を発行</p>	<p>健康推進課 市民課 (健推と同回答)</p> <p>健康推進課</p>

<p>(3) 特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください。費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。</p> <p>(4) がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。</p> <p>(5) 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また、保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。</p> <p>(6) 産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。</p> <p>(7) WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。</p>	<p>しています。対象年齢は40・50・60歳で、検診を無料で受けることができます。また、職域にも働きかけ、事業所に出向いてがん検診を実施しています。今後も、がん検診の健康教育など更に普及啓発活動を実施していきます。</p> <p>(3) 国の定める基本項目に心電図検査や総コレステロール検査等を追加し、内容を充実させ実施しております。</p> <p>(4) がん検診の内容については、厚生労働省が推奨する検診(有効性に基づくガイドライン)を実施しています。特定健診はすべてがん検診と同時に実施できる体制としています。また、特定の年齢の方には、がん検診等無料クーポン券を発行しています。</p> <p>(5) 歯周病検診は、市内すべての歯科医院で受診できる体制となっています。対象者は年度年齢40・50・60歳とし、個別通知を行い、自己負担金なしで受けることができます。</p> <p>(6) 平成30年4月より産婦健診の助成対象を1回から2回にしています。妊婦歯科検診は実施していますが、産婦については、実施予定はありません。</p> <p>(7) ゲーム依存症対策として、まず、各学校が保護者に対し、家庭において、ゲーム使用の上限時間とともに、午後9時以降にゲーム使用をしないというルールを定め、その子にこのルールを守らせるよう協力をお願いしております。このほか、保護者に対し、石川県で作成したインターネットの利用方法や家庭でのルールづくりを啓発するパンフレットを配付しております。なお、今後も、児童生徒がゲーム依存症にならないよう対策を検討してまいります。</p>	<p>市民課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>教育総務課</p>
---	---	--

X. 予防接種について		
<p>(1) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)に助成制度を設けてください。</p>	<p>(1) 任意予防接種としておたふく 2,000 円、ロタに対しては 8,000 円の助成を行っています。インフルエンザワクチンについては、1歳から小学生は2,000円を2回、中学生は2,000円を1回助成しています。</p>	健康推進課
<p>(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p>	<p>(2) 高齢者の肺炎球菌は、平成26年10月より定期予防接種となり、自己負担3,000円(4,500円助成)で実施しています。2019年度以降も未接種の方は引き続き定期予防接種の対象としています。2回目の接種については、今のところ助成の予定はありません。</p>	健康推進課
<p>i. 地域医療構想について(公的病院の存在する市町のみ)</p> <p>昨年424の公的・公立病院の再編成要請があり、関係地域の住民は、不安に駆られました。そこに新型コロナ感染拡大が襲いかかりました。こうした中で、地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。</p>	<p>国は、9項目の診療実績と6項目の類似かつ近隣病院の有無等の基準を数値化し機械的に判定したものを、再編成が必要な病院として公表しました。石川県内においては、16病院のうち4病院が再検証が必要な病院とされました。当院は、再検証が必要な病院とはされておらず、今後も、地域の中核病院として、また、能登北部唯一の感染症指定医療機関として役割を十分に果たし、安全・安心な医療を提供できるよう努めます。医師については、大学病院や石川県と連携し、勤務環境の改善を図りながら、その確保に努めていますが、都市部や診療負担が軽い傾向にある診療科への偏在などが影響し、本来必要とされる診療科の医師の確保が過疎地域では難しいのが現状です。また、看護師については、修学資金制度の活用により計画的に確保しておりますが、定着化が難しいことなどが課題となっている状況です。</p>	輪島病院
<p>ii. 生活保護について(市のみ)</p> <p>(1) ①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、厚労省の事務連絡「4.7」「5.26」「9.11」の3通知を遵守し、迅速かつ簡素に申請を認めてください。</p>	<p>(1) 本市福祉事務所における生活保護の相談・申請につきましては、これまで制度及び根拠法令に基づいて適切に対応しておりますし、今後も引き続き適切な対応に努めていきます。</p>	福祉課

<p>(2) ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。</p>	<p>(2) CWの配置状況につきましては、社会福祉法に規定する配置標準数を満たしておりますし、人事異動等により新しく配属されたCWで、社会福祉主事の資格の無い者につきましては、配属初年度に社会福祉主事の資格を取得させております。また、就労支援や生活指導等につきましては、必要に応じて係内または課内で連携しながら、個別の状況に応じたやり方で行っております。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(3) 生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。</p>	<p>(3) 本市においては、自立相談支援事業は、社会福祉協議会に業務委託しております。このメリットにつきましては、アウトリーチなどの自治体では実施が難しい業務を柔軟に行えるというものがあります。なお、市と社会福祉協議会とは月1回の生活困窮者関係者会議において情報交換・情報共有を行い、必要に応じて生活保護に繋げる等の連携を密にしております。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(4) 夏季の冷房費相当の独自手当の新設を国に強く要望してください。夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。</p>	<p>(4) 夏場のエアコンの購入費や電気代の助成につきましては、生活保護世帯のみならず、生活保護は受けていないものの、僅かな年金で慎ましく生活している高齢者世帯、小さなお子様のいる子育て世帯等、支援を必要とする世帯は多いものと思われます。国への要望につきましては、これらを総合的に判断の上行う必要があるものと思われます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(5) 埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障すること。申請時に、違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。</p>	<p>(5) (1)でも示させていただきましたとおり、本市福祉事務所における生活保護の相談・申請につきましては、これまでも制度及び根拠法令に基づいて適切に対応しております。ただし、自動車保有につきましては、例外はあるものの、原則としては認められない旨を生活保護の相談があった時には、しっかりと相談者にお伝えする必要性はあると考えております。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(6) 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにしてください。(今年の6月15日、安倍首相は「生活保護は権利です。私たちもしっかり周知していきます」と答弁しました。) 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時置いてください。</p>	<p>(6) 本市では、プライバシーに配慮し、敢えて「しおり」や「生活保護申請書」を窓口には設置していません。生活保護の相談の折に、相談者を相談室にご案内し、そこでしおりをお渡しして説明するようしております。その上で申請意思がある場合には申請書関係一式を用意して対応しております。</p>	<p>福祉課</p>

<p>(7) 国民健康保険証なみの医療証をつくるよう国に強く要望してください。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行するようにしてください。</p> <p>(8) 資産申告書の提出は強要しないでください。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明してください。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応してください。</p>	<p>他の来庁者から生活保護の相談をしていることを悟られないよう、プライバシーについては厳重に注意を払っております。</p> <p>(7) 現時点において、医療証を作成することは考えておりません。それは、生活保護を受給していることを示す医療証を窓口で提示することに抵抗を感じる人がいるものと考えられるからであります。</p> <p>(8) 本市では、資産申告書の提出を強要しておりませんし、保護費のやり繰りによって貯めたお金であって、その使用目的に（自立のためや終活のため等といった）正当な理由があると認められる場合には、在宅の単身世帯で最大150万円までは認めております。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p>
---	---	-----------------------